



平成29年1月11日

愛知県障害者施策審議会専門部会 委員名簿

(敬称略・50音順)

平成29年3月23日現在

愛知県障害者施策審議会委員 様

愛知県障害者施策審議会  
会長 高橋 脩

愛知県障害者施策審議会障害者コミュニケーション部会（仮称）の  
設置等について（通知）

新春の候、ますます御繁栄のこととお慶び申し上げます。

本県における障害福祉施策の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の制定に併せ、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について専門的見地から調査審議する場として、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年愛知県条例第6号）第6条第1項に基づき、当審議会に別紙記載の委員を構成員とする「障害者コミュニケーション部会（仮称）」を設置することとなりました。

また、当部会の設置に伴い、別添のとおり愛知県障害者施策審議会運営要領の一部改正を行うこととしましたので、併せて御承知ください。

なお、当部会の名称につきましては、第1回会議（平成29年1月24日）で審議の上、正式決定いたします。

担 当 愛知県健康福祉部障害福祉課  
企画・調整グループ（新美）  
電 話 052-954-6294（ダイヤルイン）  
FAX 052-954-6920  
メール ryuuta\_niimi@pref.aichi.lg.jp

氏名	所属・役職	備考
岩間 康治	名古屋ライトハウス視覚障害者支援室係長	専門委員
岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長	審議会委員
加賀 時男	愛知県身体障害者福祉団体連合会会長	審議会委員
金政 かおり	愛知盲ろう者友の会副会長	専門委員
亀井 久子	愛知登録要約筆記者の会	専門委員
黒田 和子	愛知県難聴・中途失聴者協会理事長	専門委員
中島 務	一宮医療療育センター長	専門委員
永田 雅子 (部会長)	名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授	審議会委員
西尾 朋浩	日本ALS協会愛知県支部事務局長補佐	専門委員
古家 千恵美	愛知県盲人福祉連合会	審議会委員
牧野 昭彦	愛知県知的障害者育成会副会長	審議会委員
水野 樹里	愛知県聴覚障害者協会事務局長	審議会委員
宮川 照代	愛知県手話通訳問題研究会運営委員長	専門委員
安田 和夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	専門委員

愛知県障害者施策審議会条例の改正に関する新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 略	(趣旨) 第1条 略
(組織) 第2条 略 2～4 略	(組織) 第2条 略 2～4 略
(会長) 第3条 略 2～3 略	(会長) 第3条 略 2～3 略
(会議) 第4条 略 2～4 略	(会議) 第4条 略 2～4 略
(専門委員) 第5条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、 専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、 知事が任命する。 3 専門委員の任期は、2年とする。 4 専門委員は、再任されることができる。	
(専門部会) 第6条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもつて構成する。 3 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。	
(幹事) 第7条 略 2 略 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。	(幹事) 第5条 略 2 略 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
(雑則) 第8条 略 附 則 略 附 則 (平成6年3月28日条例第10号) 略 附 則 (平成12年12月22日条例第66号) 略 附 則 (平成16年10月8日条例第56号) 略 附 則 (平成24年3月27日条例30号) 1 略 2 略 附 則 (平成28年10月18日条例第115号) この条例は、公布の日から施行する。	(雑則) 第6条 略 附 則 略 附 則 (平成6年3月28日条例第10号) 略 附 則 (平成12年12月22日条例第66号) 略 附 則 (平成16年10月8日条例第56号) 略 附 則 (平成24年3月27日条例30号) 1 略 2 略

愛知県障害者施策審議会運営要領の改正に関する新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この要領は、愛知県障害者施策審議会条例(昭和47年愛知県条例第6号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、愛知県障害者施策審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。	(趣旨) 第1条 この要領は、愛知県障害者施策審議会条例(昭和47年愛知県条例第6号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、愛知県障害者施策審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。
(審議会) 第2条 略 2～5 略	(審議会) 第2条 略 2～5 略
(部会) 第3条 条例第6条第1項の規定により、審議会に、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な専門的事項について調査審議するため、愛知県障害者施策審議会専門部会(以下、「部会」という。)を置く。 2 部会は、部会長が招集する。 3 部会においては、部会長が議長となる。 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 5 部会の公開等については、前条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。	
附 則 略 附 則 略 附 則 この要領は、平成29年1月10日から施行する。	附 則 略 附 則 略